



長野県報

11月4日(金)
平成23年
(2011年)
第2316号

目次

告示

長野県議会定例会の招集(財政課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	1
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特定鳥獣の狩猟期間の延長(森林づくり推進課野生鳥獣対策室)...	2
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特定鳥獣の捕獲等の禁止又は制限の解除(森林づくり推進課野生鳥獣対策室).....	3
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(2件)(砂防課).....	3
長野県収入証紙売りさばき人の氏名(名称)及び売りさばき場所の変更の届出(会計課).....	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	4

公告

災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定(危機管理防災課).....	5
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(4件)(生活排水課).....	5
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(2件)(経営支援課).....	5
争議行為を行う旨の通知の公表(労働雇用課).....	7
一般競争入札(森林づくり推進課).....	7
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(3件)(都市計画課).....	8
平成24年度長野県立特別支援学校の幼稚部の幼児及び高等部の生徒の募集(特別支援教育課).....	9
特定調達契約に係る一般競争入札(生活排水課).....	12
一般競争入札(生活排水課).....	13
一般競争入札(ものづくり振興課).....	14



長野県告示第742号

平成23年11月24日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成23年11月4日

長野県知事 阿部守一

財政課

長野県告示第743号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年11月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯田市南信濃和田2265、2267の2、2267の5、2268、2279、2281の1、2281の3、2282のイ、2284、2285のイ、2286の1、2286の2、2288、2291、2298、2299、2301、2302の1、2307
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県告示第744号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年11月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡松川町生田1696の1、1696の2、1696の5、1696の6
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県告示第745号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年11月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡天龍村平岡33の2、33の3、35のイの1、35のイの2、35のロ、35のニ
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林

づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第746号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年11月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡南木曾町吾妻680、692の1、692の2、740の1、1267の7・1825の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
1825の2、2113の124、2151のニの1、2151のニの2、2152のイ
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第747号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定により特定鳥獣の狩猟期間を次のとおり延長します。

平成23年11月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 特定鳥獣の種類
ニホンジカ及びイノシシ
- 2 区域
長野県全域
- 3 延長期間
平成24年2月16日から平成24年3月15日まで
- 4 使用可能な猟具
ワナ（ただし、ワナにかかったニホンジカ及びイノシシを確実に捕殺する行為（いわゆる「止めさし」）に限り、銃器使用を認める。）

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県告示第748号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定により特定鳥獣の捕獲等の禁止又は制限を解除します。

平成23年11月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 特定鳥獣の種類
ニホンジカ及びイノシシ
- 2 区域
長野県全域
- 3 捕獲等の禁止又は制限の解除
平成23年12月15日から平成24年3月15日までの間における輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなの使用禁止の解除

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県告示第749号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域について指定を解除します。

平成23年11月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定を解除する区域の名称
花岡9
- 2 指定を解除する区域
岡谷市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第750号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成23年11月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称
小坂14
- 2 一部について指定を解除する区域
岡谷市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第751号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成23年11月1日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成23年11月4日

長野県知事 阿部守一

	売りさばき人の氏名（名称）	住所	売りさばき場所
新	松本獣医師会	松本市島内西川原6931	松本市島内西川原6931 松本獣医師会
旧	長野県獣医師会 松筑支部		松本市島内西川原6931 長野県獣医師会 松筑支部

会計課

長野県飯田建設事務所告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年11月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年11月4日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏 人

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米川飯田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市龍江6809番の2地先から 飯田市龍江6809番の2地先まで	旧	12.1～12.8 m	0.0267 km
同 上	新	10.7～12.8	0.0267

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年11月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年11月4日

長野県安曇野建設事務所長 中山 茂

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 147号

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市穂高4305番の1地先から 安曇野市穂高1839番の7地先まで	旧	10.8~16.9 m	0.7990 km
同 上	新	11.0~16.9	0.7918

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 塩尻鍋割穂高線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市三郷小倉300番の1地先から 安曇野市三郷小倉257番の3地先まで	旧	6.0~6.8 m	0.1602 km
同 上	新	8.0~11.2	0.1619

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 塩尻鍋割穂高線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市堀金烏川477番の1地先から 安曇野市堀金烏川717番の1地先まで	旧	7.8~15.7 m	0.9180 km
同 上	新	11.5~20.0	0.8955

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 豊科インター堀金線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市堀金烏川3000番地先から 安曇野市堀金三田1124番地先まで	旧	6.0~8.0 m	0.2180 km
同 上	新	10.0~16.0	0.2200

5(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 小倉梓橋停車場線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市三郷明盛1077番の1地先から 安曇野市三郷明盛1139番の8地先まで	旧	6.5~10.0 m	0.4943 km
同 上	新	7.5~13.2	0.4940

6(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 中堀一日市場停車場線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市三郷明盛4947番の4地先から 安曇野市三郷明盛4819番地先まで	旧	6.5~7.6 m	0.5508 km
同 上	新	10.2~18.5	0.5574

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年11月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年11月4日

長野県安曇野建設事務所長 中山 茂

1(1) 路線名 147号

(2) 供用を開始する区間

安曇野市穂高4305番の1地先から
安曇野市穂高1839番の7地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成23年11月4日

2(1) 路線名 塩尻鍋割穂高線

(2) 供用を開始する区間

安曇野市三郷小倉300番の1地先から
安曇野市三郷小倉257番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成23年11月4日

3(1) 路線名 塩尻鍋割穂高線

(2) 供用を開始する区間

安曇野市堀金烏川477番の1地先から
安曇野市堀金烏川717番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成23年11月4日

4(1) 路線名 豊科インター堀金線

(2) 供用を開始する区間

安曇野市堀金烏川3000番地先から
安曇野市堀金三田1124番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成23年11月4日

5(1) 路線名 小倉梓橋停車場線

(2) 供用を開始する区間

安曇野市三郷明盛1077番の1地先から
安曇野市三郷明盛1139番の8地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成23年11月4日

6(1) 路線名 中堀一日市場停車場線

(2) 供用を開始する区間

安曇野市三郷明盛4947番の4地先から
安曇野市三郷明盛4819番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成23年11月4日

道路管理課